



基発第 0828008 号

職発第 0828001 号

平成18年8月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

厚生労働省職業安定局長

(公印省略)

労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（都道府県労働局編）等
の一部改正について

労働保険ネットワークシステム（労働保険適用徴収システム、労災行政情報管理システム及び雇用保険トータル・システム）の運用管理については、「労働保険ネットワークシステムの端末設備に関する運用管理について」（平成12年3月22日労働省発労働第23号、基発第151号、職発第123号）、「労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システムの端末装置の運用管理について」（平成11年10月5日基発第583号）、「労働保険ネットワークシステム運用要領及び労働保険ネットワークシステム端末設備管理要領の改正について」（平成10年9月4日職発第636号）「特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータ処理システムに係る運用要領及び事務処理要領の策定について」（平成11年2月8日職発第87号）及び「労働保険ネットワークシステム運用要領（日雇端末装置編）及び労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（日雇端末装置編）の改正並びに印刷及び配布について」（平成14年6月17日職労発第0.617001号）により運用しているところである。

今般、「厚生労働省に勤務する職員の勤務時間、休暇等に関する訓令」（平成13年厚生労働省訓第13号）の一部改正が行われ、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所職員の勤務時間等が変更されたことに伴い、労働保険ネットワークシステムの運用時間を変更し、下記のとおり、上記の通達の一部を改正し、平成18年9月4日より適用することとしたので、遺漏なきを期されたい。

記

- 1 「労働保険ネットワークシステムの端末設備に関する運用管理について」の一部改正

別添の労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（都道府県労働局編）の第5章の1の（1）中「午前9時00分から午後4時40分まで。」を「午前9時00分から午後5時15分まで。」に、「午前8時50分から午後4時40分まで。」を「午前8時30分から午後5時30分まで。」に改める。

同要領の第5章の1の（2）中

「各業務内容によって異なるため、各システムの「事務処理要領」等を参照のこと。」を

「労働保険適用徴収システム及び労災行政情報管理システム

更新データ入力可能時間 午前9時00分から午後4時00分まで。

検索可能時間 午前9時00分から午後5時15分まで。

雇用保険トータル・システム及び特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータシステム

更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。」

に改める。（別紙1参照）

- 2 「労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システムの端末装置の運用管理について」の一部改正

別添の労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システム端末装置運用管理要領の第5の1運用時間帯等の表を次のように改める。（別紙2参照）

処理名等		時間帯
オンライン処理時間		午前9時～午後5時15分
リアル 処 理	更新データ入力可能時間	午前9時～午後4時
	検索可能時間	午前9時～午後5時15分

- 3 「労働保険ネットワークシステム運用要領及び労働保険ネットワークシステム端末設備管理要領の改正について」の一部改正

労働保険ネットワークシステム運用要領の第2章第1節の3の①中

「8時50分から16時40分まで。」を「午前8時30分から午後5時30分まで。」に改める。

同要領の第2章第1節の1の②中

「業務内容により異なるので、各「事務処理要領」を参照すること。」を

「更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。」

に改める。

また、労働保険ネットワークシステム端末設備管理要領の第5章の1の①中

「8時50分から16時40分まで。」を「午前8時30分から午後5時30分まで。」に改める。

同要領の第5章第1節の1の②中

「各業務内容によって異なるため、「事務処理要領」を参照のこと。」を

「更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。

照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。」

に改める。（別紙3、4参照）

- 4 「特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータ処理システムに係る運用要領及び事務処理要領の策定について」の一部改正

特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータ処理システム運用要領の第2章第1の3中

「特開金システムのオンライン処理及びリアルタイム処理時間帯は、8時50分～16時40分までとする。」を「特開金システムのオンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。① オンライン処理時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで。② リアルタイム処理時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで。」に改める。（別紙5参照）

- 5 「労働保険ネットワークシステム運用要領（日雇端末装置）及び労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（日雇端末装置編）の改正並びに印刷及び配布について」の一部改正

労働保険ネットワークシステム運用要領（日雇端末装置）の第2章第1節の3の①中

「8時30分から17時00分まで。」を「午前8時30分から午後5時30分まで。」に改める。

同要領の第2章第1節の3の②中

「業務内容により異なるので、「事務処理要領」を参照すること。」を

「給付関係更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後3時30分まで。

給付関係更新以外の更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後4時00分まで。

照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。」
に改める。

また、労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（日雇端末装置編）の
第5章の1の（1）中

「午前8時30分から午後5時00分まで。」を「午前8時30分から午後5時30分まで。」に改める。

同要領の第5章の1の（2）中

「各業務処理内容によって異なるため、「雇用保険日雇関係業務処理システム 事務処理要領」を参照のこと。」を

「給付関係更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後3時30分まで。

給付関係更新以外の更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後4時00分まで。

照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。」
に改める。（別紙6、7参照）

労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（都道府県労働局編）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>第5章 端末設備の運用（P10）</p> <p>1（1）オンライン処理時間帯</p> <p>労働保険適用徴収システム及び労災行政情報管理システム <u>午前9時00分から午後5時15分まで。</u></p> <p>雇用保険トータル・システム及び特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータシステム <u>午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>（2）リアルタイム処理時間</p> <p>労働保険適用徴収システム及び労災行政情報管理システム <u>更新データ入力可能時間 午前9時00分から午後4時00分まで。</u> <u>検索可能時間 午前9時00分から午後5時15分まで。</u></p> <p>雇用保険トータル・システム及び特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータシステム <u>更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。</u> <u>照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>なお、端末装置をローカル処理（タンキング処理、STからのCS検索等）で使用する場合は、特に時間の定めなく使用することができる。</p> <p>また、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡の上、変更する場合がある。</p>	<p>第5章 端末設備の運用（P10）</p> <p>1（1）オンライン処理時間帯</p> <p>労働保険適用徴収システム及び労災行政情報管理システム <u>午前9時00分から午後4時40分まで。</u></p> <p>雇用保険トータル・システム及び特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータ処理システム <u>午前8時50分から午後4時40分まで。</u></p> <p>（2）リアルタイム処理時間</p> <p><u>各業務内容によって異なるため、各システムの「事務処理要領」等を参照のこと。</u></p> <p>なお、端末装置をローカル処理（タンキング処理、STからのCS検索等）で使用する場合は、特に時間の定めなく使用することができる。</p> <p>また、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡の上、変更する場合がある。</p>

労働基準監督署に設置する労災行政情報管理システム端末装置運用管理要領の改正に係る新旧対照表

新 (改正後)			旧 (改正前)		
第5 監督署端末装置の運用 (P14)			第5 監督署端末装置の運用 (P14)		
1 運用時間帯等			1 運用時間帯等		
処 理 名 等		時 間 帯	処 理 名 等		時 間 帯
オンライン処理時間		午前9時～午後5時15分	オンライン処理時間		午前9時～午後4時40分
リアル	更新データ入力可能時間	午前9時～午後4時	リアル	更新データ入力可能時間	午前9時～午後4時
処理	検索可能時間	午前9時～午後5時15分	処理	検索可能時間	午前9時～午後4時40分

労働保険ネットワークシステム運用要領（平成10年10月版）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>3 運用時間（P48）</p> <p>端末装置とFEPからHOST間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理、オンライン処理のうちデータの入出力を即時に行う処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>FEPがオンライン処理を開始する際はオンライン開始メッセージが、終了する際はオンライン終了メッセージがそれぞれ出力される。</p> <p>HOSTがリアルタイム処理を開始する際はリアルタイム開始メッセージが、終了する際はリアルタイム終了メッセージがそれぞれ出力される。オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで。</p> <p>② リアルタイム処理時間帯 更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。 照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。</p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>	<p>3 運用時間（P48）</p> <p>端末装置とFEPからHOST間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理、オンライン処理のうちデータの入出力を即時に行う処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>FEPがオンライン処理を開始する際はオンライン開始メッセージが、終了する際はオンライン終了メッセージがそれぞれ出力される。</p> <p>HOSTがリアルタイム処理を開始する際はリアルタイム開始メッセージが、終了する際はリアルタイム終了メッセージがそれぞれ出力される。オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 8時50分から16時40分まで。</p> <p>② リアルタイム処理時間帯 業務内容により異なるので、各「事務処理要領」を参照すること。なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>

労働保険ネットワークシステム端末設備管理要領（平成10年10月版）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>1 運用時間帯（P12）</p> <p>端末設備とセンター設備との間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理といい、オンライン処理のうち端末装置から入力されたデータを通信回線網を介してセンター設備で処理し、直ちに処理結果を端末装置に出力する処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下のとおりである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 <u>午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>② リアルタイム処理時間帯 <u>更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時15分まで。</u> <u>照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>	<p>1 運用時間帯（P12）</p> <p>端末設備とセンター設備との間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理といい、オンライン処理のうち端末装置から入力されたデータを通信回線網を介してセンター設備で処理し、直ちに処理結果を端末装置に出力する処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下のとおりである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 <u>8時50分から16時40分まで。</u></p> <p>② リアルタイム処理時間帯 <u>各業務内容によって異なるため、「事務処理要領」を参照のこと。</u>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>

特定求職者雇用開発助成金業務のコンピュータ処理システム運用要領（平成11年3月版）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>3 運用時間（P30）</p> <p>オンライン処理とは、センターと端末装置との間で通信回線を介してデータの入出力を行う処理形態をいい、リアルタイム処理及びHOST-Aからの配信処理等の形態がある。リアルタイム処理とは、データの入出力を即時に行う処理形態であって、特開金システムの大部分が当該処理により行われる。</p> <p><u>特開金システムのオンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。</u></p> <p>① <u>オンライン処理時間帯</u> 午前8時30分から午後5時30分まで。</p> <p>② <u>リアルタイム処理時間帯</u> 午前8時30分から午後5時15分まで。</p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>	<p>3 運用時間（P30）</p> <p>オンライン処理とは、センターと端末装置との間で通信回線を介してデータの入出力を行う処理形態をいい、リアルタイム処理及びHOST-Aからの配信処理等の形態がある。リアルタイム処理とは、データの入出力を即時に行う処理形態であって、特開金システムの大部分が当該処理により行われる。</p> <p><u>特開金システムのオンライン処理及びリアルタイム処理時間帯は、8時50分～16時40分までとする。</u></p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>

労働保険ネットワークシステム運用要領（日雇端末装置編 平成14年6月）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>3 運用時間（P40）</p> <p>端末装置とFEPからHOST間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理、オンライン処理のうちデータの入出力を即時に行う処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>FEPがオンライン処理を開始する際はオンライン開始メッセージが、終了する際はオンライン終了メッセージがそれぞれ出力される。</p> <p>HOSTがリアルタイム処理を開始する際はリアルタイム開始メッセージが、終了する際はリアルタイム終了メッセージがそれぞれ出力される。オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 <u>午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>② リアルタイム処理時間帯 <u>給付関係更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後3時30分まで。</u> <u>給付関係更新以外の更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後4時00分まで。</u> <u>照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。</u></p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>	<p>3 運用時間（P40）</p> <p>端末装置とFEPからHOST間で通信回線網を介してデータの入出力を行う処理形態をオンライン処理、オンライン処理のうちデータの入出力を即時に行う処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>FEPがオンライン処理を開始する際はオンライン開始メッセージが、終了する際はオンライン終了メッセージがそれぞれ出力される。</p> <p>HOSTがリアルタイム処理を開始する際はリアルタイム開始メッセージが、終了する際はリアルタイム終了メッセージがそれぞれ出力される。オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は以下の通りである。</p> <p>① オンライン処理時間帯 <u>8時30分から17時00分まで。</u></p> <p>② リアルタイム処理時間帯 <u>業務内容により異なるので、「事務処理要領」を参照すること。</u></p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡のうえ変更することがある。</p>

労働保険ネットワークシステム端末設備運用管理要領（日雇端末装置編 平成14年7月）の改正に係る新旧対照表

新（改正後）	旧（改正前）
<p>1 運用時間帯（P10）</p> <p>端末設備とセンター設備及びHOSTとの間で通信回線網を介して、データの入出力を行う処理形態をオンライン処理といい、オンライン処理のうち端末装置から入力されたデータを通信回線網を介してセンター設備及びHOSTで処理し、直ちに処理結果を端末装置に出力する処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は、次のとおりである。</p> <p>(1) オンライン処理時間帯 午前8時30分から午後5時30分まで。</p> <p>(2) リアルタイム処理時間帯 給付関係更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後3時30分まで。 給付関係更新以外の更新データ入力可能時間 午前8時30分から午後4時00分まで。 照会データ入力可能時間 午前8時30分から午後5時30分まで。</p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡の上、変更する場合がある。</p>	<p>1 運用時間帯（P10）</p> <p>端末設備とセンター設備及びHOSTとの間で通信回線網を介して、データの入出力を行う処理形態をオンライン処理といい、オンライン処理のうち端末装置から入力されたデータを通信回線網を介してセンター設備及びHOSTで処理し、直ちに処理結果を端末装置に出力する処理形態をリアルタイム処理という。</p> <p>オンライン処理時間帯及びリアルタイム処理時間帯は、次のとおりである。</p> <p>(1) オンライン処理時間帯 午前8時30分から午後5時00分まで。</p> <p>(2) リアルタイム処理時間 各業務処理内容によって異なるため、「雇用保険日雇関係業務処理システム 事務処理要領」を参照のこと。</p> <p>なお、オンライン処理時間及びリアルタイム処理時間はあらかじめ連絡の上、変更する場合がある。</p>